

みんなで支える 介護保険



宿毛市
令和6年度版

はじめに

目 次

はじめに	1
介護保険の仕組み	2
介護保険サービス利用の手順	4
介護保険サービスの利用方法	8
利用できるサービス（居宅サービス）	10
利用できるサービス（福祉用具）	14
利用できるサービス（住宅改修）	15
利用できるサービス（施設サービス）	16
利用できるサービス（地域密着型サービス）	17
地域支援事業	18
宿毛市地域包括支援センター	21
介護保険サービスの負担額	22
負担額が高額になったとき	24
保険料の決め方・納め方	25
65歳以上の方の保険料の納め方	26
宿毛市の介護保険料	27

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支える仕組みです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源として、介護が必要な方は、費用の一部を負担するだけですまざまな介護サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていくことを目指すとともに、自立した生活を送ることができるように支援します。

また、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、介護保険サービス、医療保険サービスのみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常の場で提供される仕組み（地域包括ケアシステム）が推進されています。

介護保険法の本旨

第一条（目的）

この法律は、要介護状態となってもこれらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設けて、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る

第二条（介護保険）

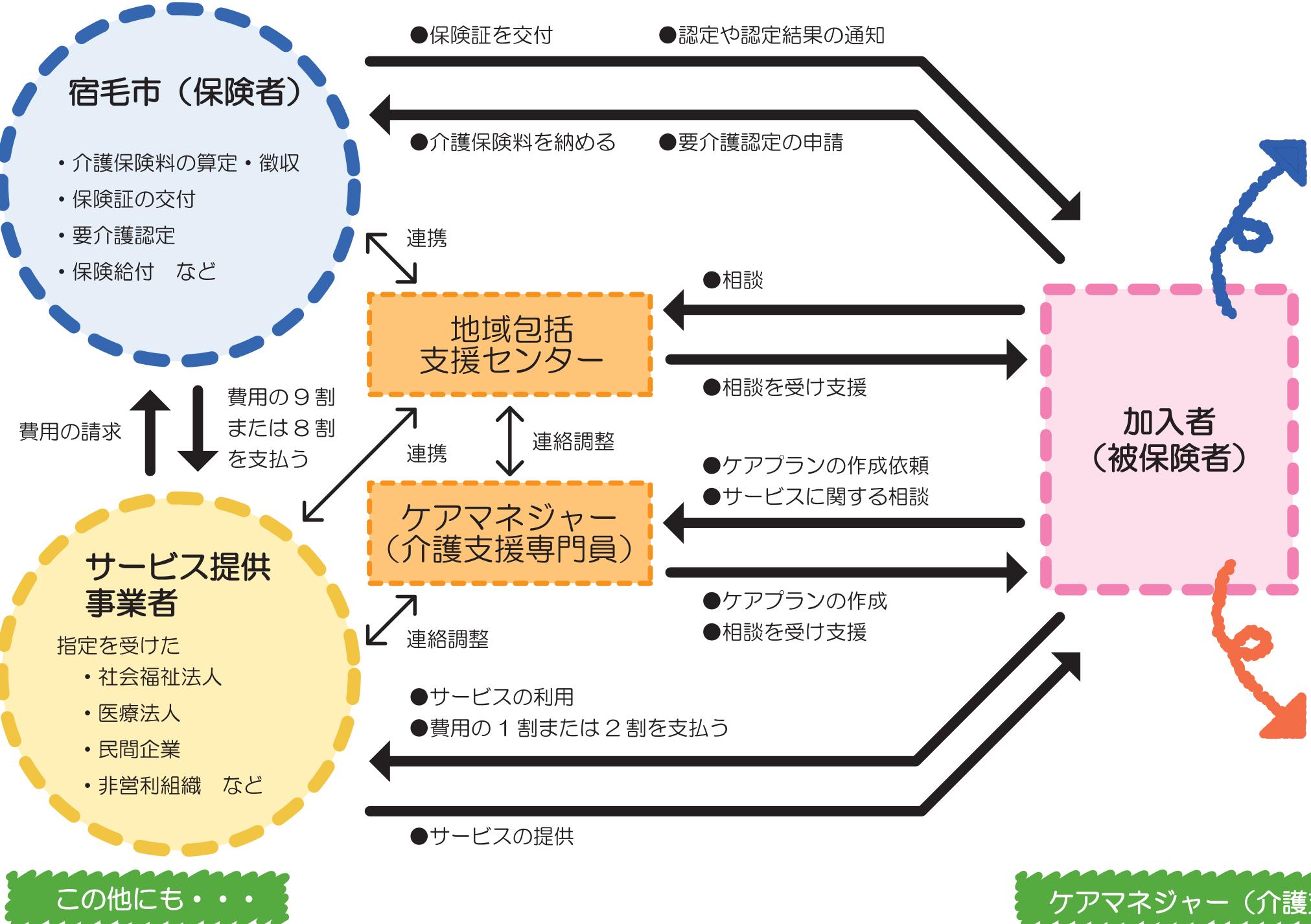
保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われる

第四条（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、その有する能力の維持向上に努めるものとする

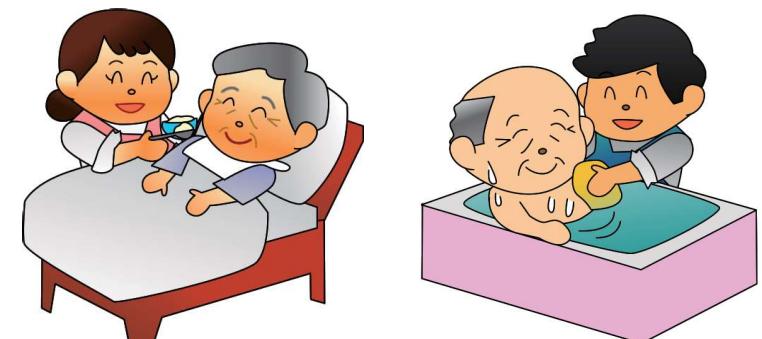
介護保険の仕組み

介護保険は、40歳以上の方が加入者（被保険者）となって、保険料を納め、介護が必要になったことで、介護保険サービスを利用できる制度です。



この他にも・・・

高齢者が要介護（支援）状態になることを予防するための事業や、要介護（支援）状態になっても、できるだけ日常生活を送ることができるようとする支援なども、介護保険で行われています。



65歳以上（第1号被保険者）

介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合などに介護保険サービスを利用できます。介護が必要となった原因は問われません。

65歳になる月に、介護保険証が1人に1枚交付されます。介護保険証は、要介護認定を申請するときや、介護保険サービスを利用するときなどに必要となります。

40~64歳（第2号被保険者）

介護保険の対象となる病気※が原因で「認定」を受けた場合に、介護保険サービスを利用できます。

交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※介護保険の対象となる病気（特定疾患）には、下記の16種類が指定されています。

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●脳血管疾患 |
| ●後縦靭帯骨化症 | ●多系統萎縮症 |
| ●骨折を伴う骨粗鬆症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●初老期における認知症 | ●関節リウマチ |
| ●脊髄小脳変性症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●脊柱管狭窄症 | ●早老症 |
| ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | |
| ●末期がん | |
| ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 | |
| ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | |

ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

ケアマネジャー（介護支援専門員）は、必要性に応じ利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように支援してくれるサービスの窓口です。

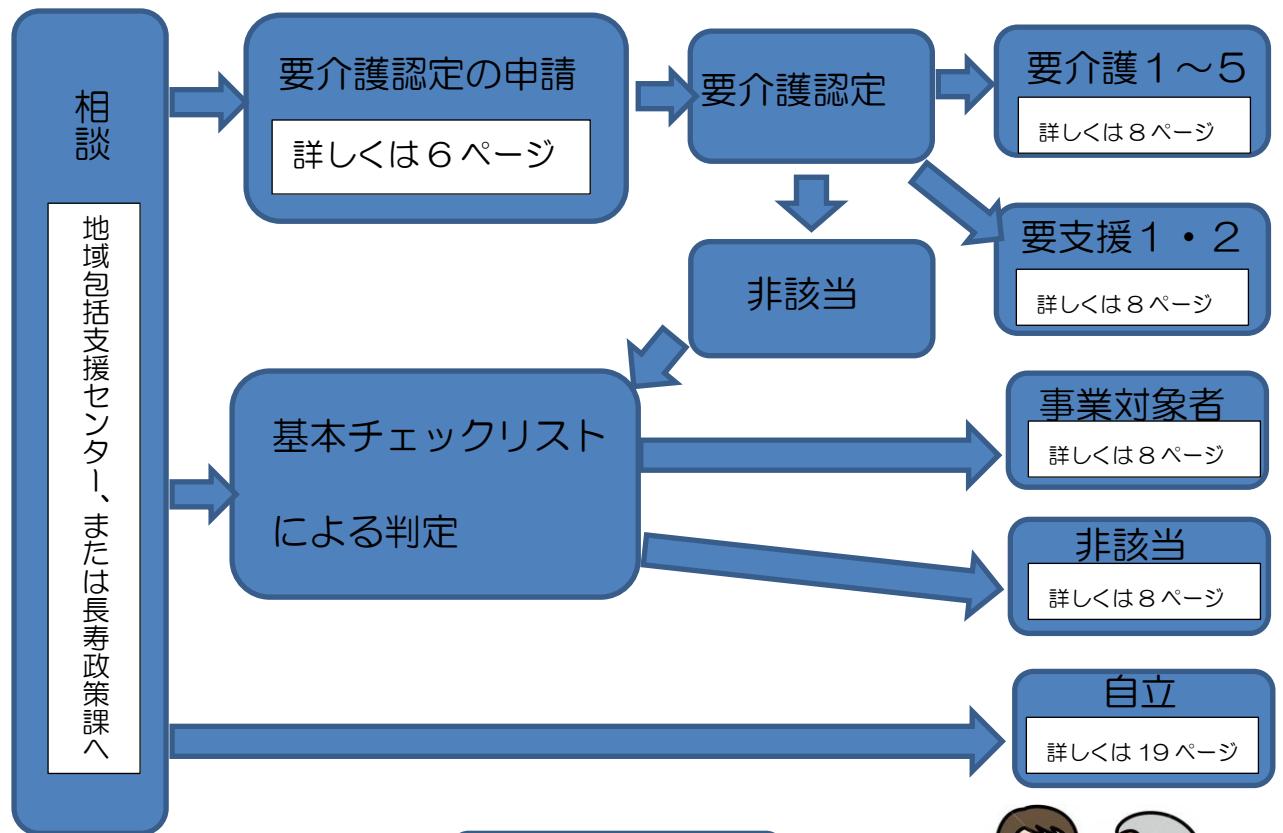
利用者はケアマネジャーを選ぶことができますし、変えることもできます。その場合は、市役所の長寿政策課や地域包括支援センターに相談しましょう。

ケアマネジャーの役割

- 要介護認定の申請代行
- サービス提供事業者との連絡調整
- ケアプランの作成
- サービスの再評価とケアプランの練り直し など

介護保険サービスの利用の手順

生活機能の低下があり、介護サービスを受けたい、または介護予防に取り組みたいといった場合は、地域包括支援センターまたは長寿政策課へご相談ください。



相談とは

○生活の困りごと等相談内容（ADL・IADLの確認）を聴き、要介護認定等申請の必要性を判断します。介護認定等の申請、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業について説明を行います。

ADL（日常生活動作）とは

毎日の生活を送る上で必要な、日々繰り返される基本的な身体動作群をいいます。
例えば、排泄、食事、入浴、更衣、整容、起居動作（寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、歩行）

IADL（手段的日常生活動作）とは

ADLを基本にした日常生活上の複雑でより高次な動作をいいます。
例えば、家事全般・買い物・金銭管理・服薬管理・外出・電話の使用・趣味など

基本チェックリストと判定とは

介護予防が必要である方を早期に発見し、介護を必要とする生活を未然に防ぐための25項目のチェックリストです。

介護予防・生活支援サービス事業の利用のみを希望する場合には、必ずしも認定を受けなくても、基本チェックリストの結果、生活機能の低下があり、事業対象者と決定すればサービスを利用できます。

基本チェックリスト（一部）

- バスや電車で1人で外出していますか？
- 転倒に対する不安は大きいですか？
- 週に1回以上は外出していますか？
- 今日が何月何日かわからない時がありますか？

地域包括支援センターにおいて、基本チェックリスト等の結果を踏まえ、介護予防ケアマネジメントを開始します。



介護予防・日常生活支援総合事業とは

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が地区において健康で自立した生活を送るために、対象者が要介護状態となることを予防すること（介護予防）、また自立した生活の支援をすることです。平成30年4月より、基本チェックリスト実施により介護予防が必要である65歳以上の高齢者を早期に発見し、介護を必要とする生活を未然に防ぐため、必ずしも認定を受けなくても必要なサービスを利用できることとなりました。

自分のことは自分でできる、自立した高齢者の増加で、元気な宿毛市をめざす、そして元気を応援する積極的な仕組みとなっています。

介護保険サービス利用の手順

介護保険サービスを利用するには、介護や支援が必要であるという認定（「要介護認定」）を受け
「要介護認定」とは、どれくらい介護サービスが必要なのかなどを判断するための審査です。

① 申請する

申請の窓口は、宿毛市役所 長寿政策課です。

申請は、本人のほか家族でもできます。また、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、介護保険施設などが代行することもできます。（更新・変更申請を含む）

申請に必要なもの

- 申請書（要介護認定申請書）
- 介護保険証
40～64歳の方は、医療保険の保険証（写し）が必ず必要です。

申請書には、主治医の氏名・医療機関名・所在地を記入する欄がありますので、確認しておきましょう。また、申請することを主治医にお伝えください。

主治医がない方は、長寿政策課にお問い合わせください。

② 要介護認定

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

●訪問調査

介護認定調査員がご自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

●主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

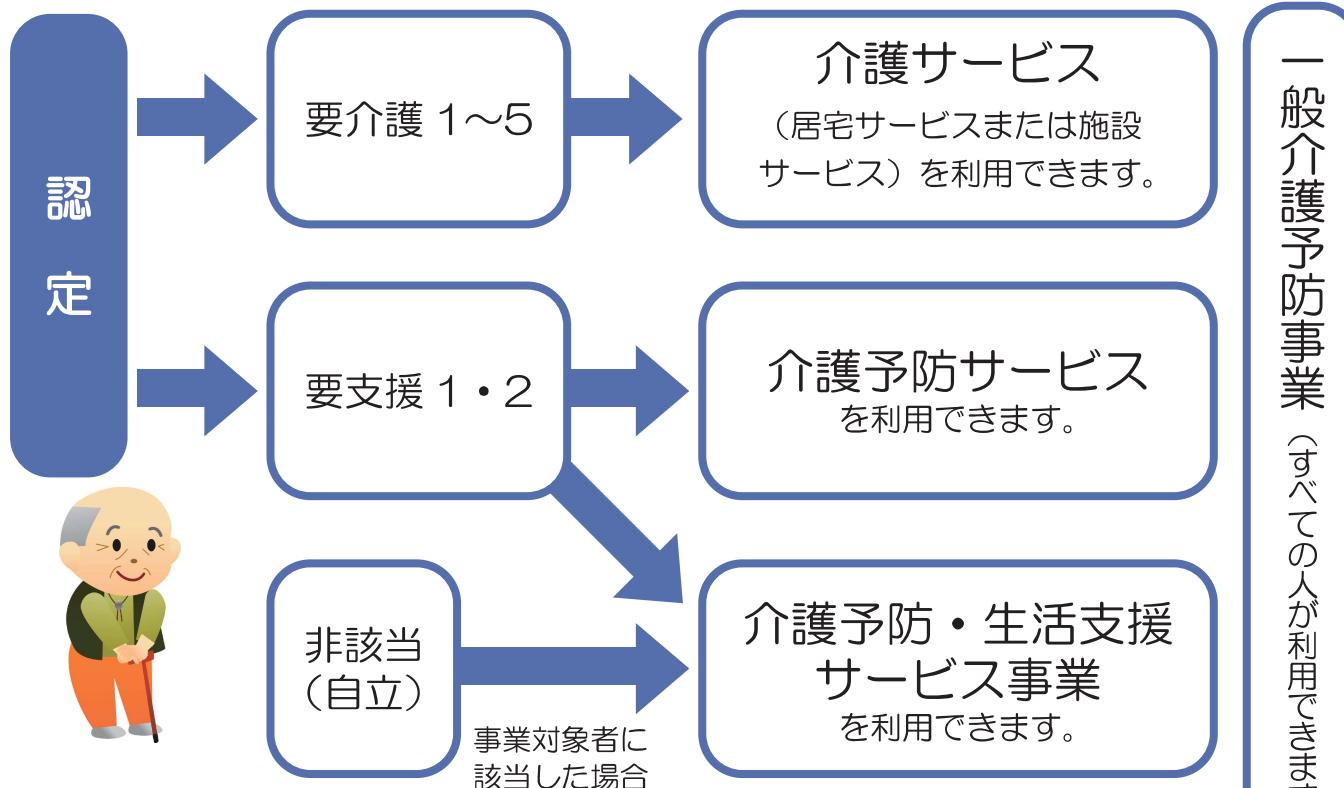
●二次判定

一次判定や、主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

る必要があります。

③ 結果の通知

結果の通知は、申請から原則30日以内に届きます。要介護認定は、要介護1～5および要支援1・2の7段階に分かれます。「要介護」の方は「介護サービス」を、「要支援」の方は「介護予防サービス」と、「介護予防・生活支援サービス事業」を受けられます。まだ介護が必要ない方は「非該当」と判定されます。



●更新の申請は有効期間満了日の60日前からできます。

●申請数が多い時期などは結果通知の送付に30日以上かかる場合があります。

一般介護予防事業（すべての人を利用できます）

訪問調査とは

日頃生活しているところに調査員（市の介護認定調査員や市が委託した介護認定調査員）が訪問し、あらかじめ定められた項目に従って質問をします。

訪問調査を受けるときのポイント

- 伝えたいこと（困っていること）はメモしておく
- 本人だけでなく、介護している人が同席する
- 24時間通しての様子を伝える（夜間の様子や物忘れによる出来事なども伝える）

介護サービスとは

要介護1～5の方が介護保険を使って受けることができるサービスです。介護サービスには、日常生活の手助けから施設に泊まるサービスなど、さまざまなものがあります。

介護予防サービスとは

要支援1・2の方が介護保険を使って受けることができるサービスです。介護予防サービスは、少しでも自分でできることが増えるようにすることに主眼が置かれています。



介護予防・生活支援サービス事業とは

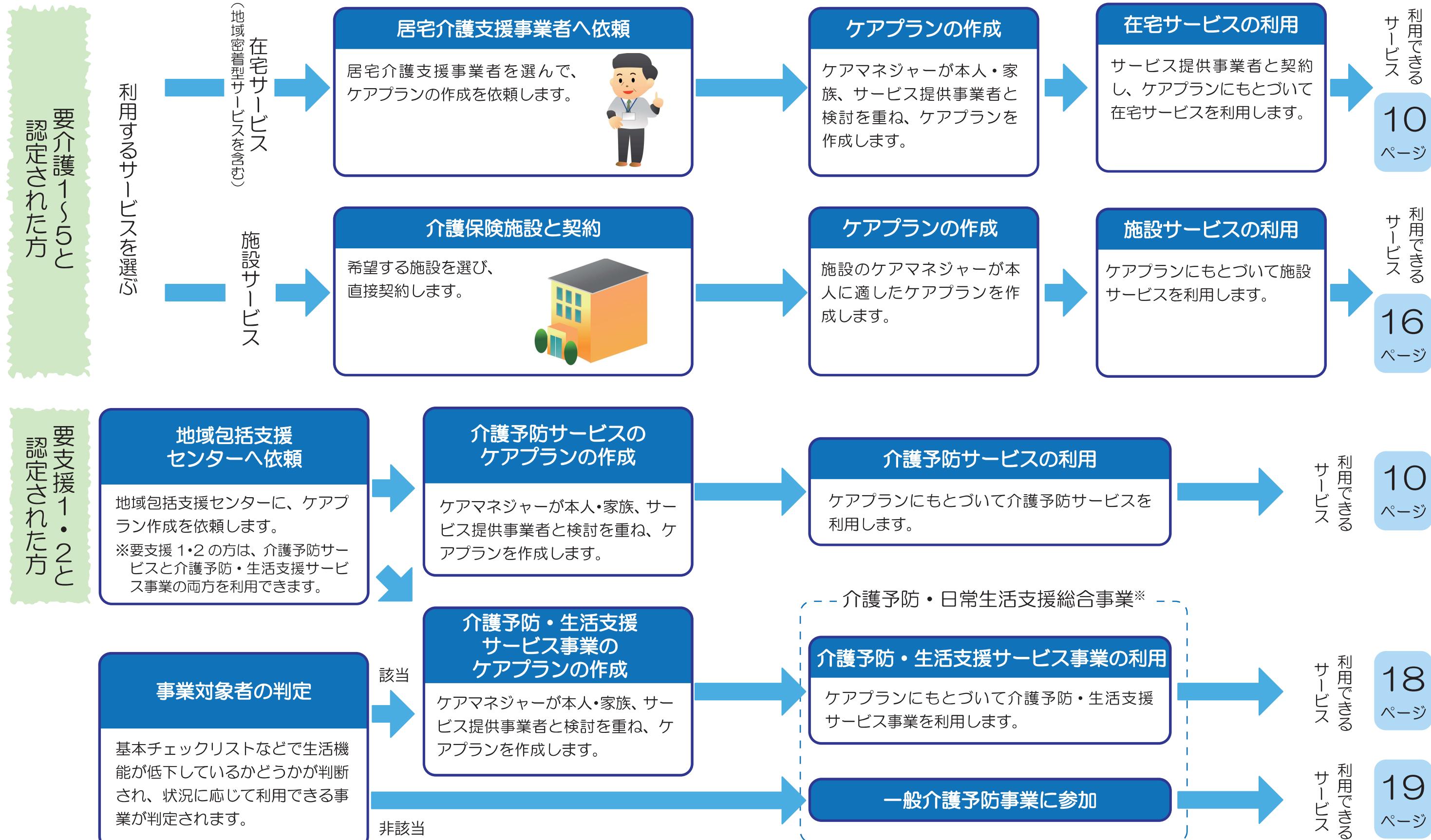
要支援1・2の方および事業対象者の方が介護保険を使って受けることができる、市町村が独自に行う介護予防のサービスです。



介護保険サービスの利用方法

サービス提供事業者や介護保険施設と契約したり、地域包括支援センターに依頼したりして、ケア

プランにもとづいてサービスを利用します。



※介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を合わせて、介護予防・日常生活支援総合事業といいます。

介護保険で利用できるサービス

介護保険で利用できるサービスにはさまざまな種類があり、これらの中から必要に応じて利用者の希望や心身の状態に合ったサービスを組み合わせて利用できます。

利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。サービスの内容により地域による加算や介護職員処遇改善加算など、さまざまな加算があります。

ケアプランを作成してもらう

要介護 1~5	要支援 1・2
居宅介護支援 ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。 ケアプランの作成および相談は無料です。	介護予防支援 地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。 介護予防ケアプランの作成および相談は無料です。

訪問してもらう

要介護 1~5	要支援 1・2															
訪問介護（ホームヘルプ） ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・洗濯などの生活援助が受けられます。 ●利用者負担（1割）のめやす <table border="1"> <tr> <td>身体介護</td> <td>20分未満</td> <td>163円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20分以上 30分未満</td> <td>244円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30分以上 1時間未満</td> <td>387円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>生活援助</td> <td>20分以上 45分未満</td> <td>179円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45分以上</td> <td>220円</td> </tr> </table> ※早朝・夜間は25%を加算 ※深夜は50%を加算	身体介護	20分未満	163円		20分以上 30分未満	244円		30分以上 1時間未満	387円	生活援助	20分以上 45分未満	179円		45分以上	220円	要支援者は、介護予防・生活支援サービス事業の介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスAを利用できます。 ※詳しくは18ページを参照
身体介護	20分未満	163円														
	20分以上 30分未満	244円														
	30分以上 1時間未満	387円														
生活援助	20分以上 45分未満	179円														
	45分以上	220円														
訪問入浴介護 介護職員と看護職員に移動入浴車などで居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けて入浴の介護が受けられます。 ●利用者負担（1割）のめやす <table border="1"> <tr> <td>要介護（1回あたり）</td> <td>1,266円</td> </tr> </table> ※サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算などが、別に加算されます。	要介護（1回あたり）	1,266円	介護予防訪問入浴介護 疾病、その他のやむを得ない理由がある場合に、介護職員と看護職員に移動入浴車などで居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けて入浴の介護が受けられます。 ●利用者負担（1割）のめやす <table border="1"> <tr> <td>要支援（1回あたり）</td> <td>856円</td> </tr> </table> ※サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算などが、別に加算されます。	要支援（1回あたり）	856円											
要介護（1回あたり）	1,266円															
要支援（1回あたり）	856円															

居宅サービス 自宅で生活しながら利用できます	要介護 1~5	要支援 1・2																			
	訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション																			
理学療法士や作業療法士・言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。			●利用者負担（1割）のめやす（※令和6年6月利用分～）																		
<table border="1"> <tr> <td>1回につき ※20分間リハビリテーションを行った場合</td> <td>308円</td> </tr> </table> ※訪問介護との連携がとられた場合や、社会参加支援を行った場合などは、別に加算があります。			1回につき ※20分間リハビリテーションを行った場合	308円	●利用者負担（1割）のめやす（※令和6年6月利用分～）																
1回につき ※20分間リハビリテーションを行った場合	308円																				
<table border="1"> <tr> <td>1回につき ※20分間リハビリテーションを行った場合</td> <td>298円</td> </tr> </table> ※介護予防訪問介護との連携がとられた場合や、社会参加支援を行った場合などは、別に加算があります。			1回につき ※20分間リハビリテーションを行った場合	298円	●利用者負担（1割）のめやす（※令和6年6月利用分～）																
1回につき ※20分間リハビリテーションを行った場合	298円																				
訪問看護 疾病などを抱えている人が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。			介護予防訪問看護 疾病などを抱えている人が、看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。																		
●利用者負担（1割）のめやす（※令和6年6月利用分～）			<table border="1"> <tr> <td>訪問看護</td> <td>介護予防訪問看護</td> </tr> </table>	訪問看護	介護予防訪問看護																
訪問看護	介護予防訪問看護																				
訪問看護ステーション から訪問する場合	20分未満	314円	303円																		
	30分未満	471円	451円																		
	30分以上 1時間未満	823円	794円																		
	1時間以上 1時間 30分未満	1,128円	1,090円																		
	病院・診療所 から訪問する場合	20分未満	266円																		
	30分未満	399円	382円																		
	30分以上 1時間未満	574円	553円																		
1時間以上 1時間 30分未満			844円 814円																		
※早朝・夜間は25%を加算 ※深夜は50%を加算 ※手厚い看護体制がとられた場合などは、別に加算されます。																					
居宅療養管理指導 医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。			介護予防居宅療養管理指導 医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。																		
●利用者負担（1割）のめやす（※令和6年6月利用分～）			<table border="1"> <tr> <td>医師</td> <td>月2回まで</td> <td>515円/回</td> <td>歯科医師</td> <td>月2回まで</td> <td>517円/回</td> </tr> <tr> <td>病院・診療所の薬剤師</td> <td>月2回まで</td> <td>566円/回</td> <td>管理栄養士</td> <td>月2回まで</td> <td>545円/回</td> </tr> <tr> <td>薬局の薬剤師</td> <td>月4回まで</td> <td>518円/回</td> <td>歯科衛生士</td> <td>月4回まで</td> <td>362円/回</td> </tr> </table>	医師	月2回まで	515円/回	歯科医師	月2回まで	517円/回	病院・診療所の薬剤師	月2回まで	566円/回	管理栄養士	月2回まで	545円/回	薬局の薬剤師	月4回まで	518円/回	歯科衛生士	月4回まで	362円/回
医師	月2回まで	515円/回	歯科医師	月2回まで	517円/回																
病院・診療所の薬剤師	月2回まで	566円/回	管理栄養士	月2回まで	545円/回																
薬局の薬剤師	月4回まで	518円/回	歯科衛生士	月4回まで	362円/回																

通所して利用する

食費・日常生活費などは別に負担が必要です。

居宅サービス 自宅で生活しながら利用できます	要介護 1~5	要支援 1・2																											
	通所介護（ディサービス） 通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。 ● 利用者負担（1割）のめやす																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">通常規模の事業所の場合（利用時間ごと）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>5~6 時間</th> <th>6~7 時間</th> <th>7~8 時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護 1</td> <td>570 円</td> <td>584 円</td> <td>658 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 2</td> <td>673 円</td> <td>689 円</td> <td>777 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 3</td> <td>777 円</td> <td>796 円</td> <td>900 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 4</td> <td>880 円</td> <td>901 円</td> <td>1,023 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 5</td> <td>984 円</td> <td>1,008 円</td> <td>1,148 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※送迎費を含む</p>	通常規模の事業所の場合（利用時間ごと）					5~6 時間	6~7 時間	7~8 時間	要介護 1	570 円	584 円	658 円	要介護 2	673 円	689 円	777 円	要介護 3	777 円	796 円	900 円	要介護 4	880 円	901 円	1,023 円	要介護 5	984 円	1,008 円	1,148 円
通常規模の事業所の場合（利用時間ごと）																													
	5~6 時間	6~7 時間	7~8 時間																										
要介護 1	570 円	584 円	658 円																										
要介護 2	673 円	689 円	777 円																										
要介護 3	777 円	796 円	900 円																										
要介護 4	880 円	901 円	1,023 円																										
要介護 5	984 円	1,008 円	1,148 円																										
通所リハビリテーション（ディケア） 介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、生活機能向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられます。 ● 利用者負担（1割）のめやす（令和6年6月利用分～）																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">通常規模の事業所の場合（利用時間ごと）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>6~7 時間</th> <th>7~8 時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護 1</td> <td>715 円</td> <td>762 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 2</td> <td>850 円</td> <td>903 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 3</td> <td>981 円</td> <td>1,046 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 4</td> <td>1,137 円</td> <td>1,215 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 5</td> <td>1,290 円</td> <td>1,379 决</td> </tr> </tbody> </table> <p>※送迎費を含む</p>	通常規模の事業所の場合（利用時間ごと）				6~7 時間	7~8 時間	要介護 1	715 円	762 円	要介護 2	850 円	903 円	要介護 3	981 円	1,046 円	要介護 4	1,137 円	1,215 円	要介護 5	1,290 円	1,379 决								
通常規模の事業所の場合（利用時間ごと）																													
	6~7 時間	7~8 時間																											
要介護 1	715 円	762 円																											
要介護 2	850 円	903 円																											
要介護 3	981 円	1,046 円																											
要介護 4	1,137 円	1,215 円																											
要介護 5	1,290 円	1,379 决																											
共通的サービス（1か月につき）																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要支援 1</th> <th>2,268 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 2</td> <td>4,228 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※送迎費を含む</p>	要支援 1	2,268 円	要支援 2	4,228 円																									
要支援 1	2,268 円																												
要支援 2	4,228 円																												
																													

短期入所する

食費・滞在費・日常生活費などは別に負担が必要です。

居宅サービス 施設に短期入所して利用できます	要介護 1~5	要支援 1・2																										
	短期入所生活介護 / 短期入所療養介護（ショートステイ） 介護老人福祉施設や医療施設などに短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ● 利用者負担（1割）のめやす（1日につき） 併設型 短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護 / 介護予防短期入所療養介護 介護老人福祉施設や医療施設などに短期入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ● 利用者負担（1割）のめやす（1日につき） 併設型 介護予防短期入所生活介護																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>多床室</th> <th>従来型個室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護 1</td> <td>603 円</td> <td>603 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 2</td> <td>672 円</td> <td>672 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 3</td> <td>745 円</td> <td>745 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 4</td> <td>815 円</td> <td>815 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 5</td> <td>884 円</td> <td>884 决</td> </tr> </tbody> </table>		多床室	従来型個室	要介護 1	603 円	603 円	要介護 2	672 円	672 円	要介護 3	745 円	745 円	要介護 4	815 円	815 円	要介護 5	884 円	884 决	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>多床室</th> <th>従来型個室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 1</td> <td>451 円</td> <td>451 决</td> </tr> <tr> <td>要支援 2</td> <td>561 円</td> <td>561 决</td> </tr> </tbody> </table>		多床室	従来型個室	要支援 1	451 円	451 决	要支援 2	561 円
	多床室	従来型個室																										
要介護 1	603 円	603 円																										
要介護 2	672 円	672 円																										
要介護 3	745 円	745 円																										
要介護 4	815 円	815 円																										
要介護 5	884 円	884 决																										
	多床室	従来型個室																										
要支援 1	451 円	451 决																										
要支援 2	561 円	561 决																										
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>多床室</th> <th>従来型個室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護 1</td> <td>830 円</td> <td>753 决</td> </tr> <tr> <td>要介護 2</td> <td>880 决</td> <td>801 决</td> </tr> <tr> <td>要介護 3</td> <td>944 决</td> <td>864 决</td> </tr> <tr> <td>要介護 4</td> <td>997 决</td> <td>918 决</td> </tr> <tr> <td>要介護 5</td> <td>1,052 决</td> <td>971 决</td> </tr> </tbody> </table>		多床室	従来型個室	要介護 1	830 円	753 决	要介護 2	880 决	801 决	要介護 3	944 决	864 决	要介護 4	997 决	918 决	要介護 5	1,052 决	971 决	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>多床室</th> <th>従来型個室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 1</td> <td>613 决</td> <td>579 决</td> </tr> <tr> <td>要支援 2</td> <td>774 决</td> <td>726 决</td> </tr> </tbody> </table>		多床室	従来型個室	要支援 1	613 决	579 决	要支援 2	774 决	726 决
	多床室	従来型個室																										
要介護 1	830 円	753 决																										
要介護 2	880 决	801 决																										
要介護 3	944 决	864 决																										
要介護 4	997 决	918 决																										
要介護 5	1,052 决	971 决																										
	多床室	従来型個室																										
要支援 1	613 决	579 决																										
要支援 2	774 决	726 决																										

居宅に近い暮らしをする

食費・居住費・日常生活費などは別に負担が必要です。

要介護 1~5	要支援 1・2														
特定施設入居者生活介護 有料老人ホームなどに入居して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ● 利用者負担（1割）のめやす（1日につき）	介護予防特定施設入居者生活介護 有料老人ホームなどに入居して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ● 利用者負担（1割）のめやす（1日につき）														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護 1</th> <th>542 决</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護 2</td> <td>609 决</td> </tr> <tr> <td>要介護 3</td> <td>679 决</td> </tr> <tr> <td>要介護 4</td> <td>744 决</td> </tr> <tr> <td>要介護 5</td> <td>813 决</td> </tr> </tbody> </table>	要介護 1	542 决	要介護 2	609 决	要介護 3	679 决	要介護 4	744 决	要介護 5	813 决	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要支援 1</th> <th>183 决</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 2</td> <td>313 决</td> </tr> </tbody> </table>	要支援 1	183 决	要支援 2	313 决
要介護 1	542 决														
要介護 2	609 决														
要介護 3	679 决														
要介護 4	744 决														
要介護 5	813 决														
要支援 1	183 决														
要支援 2	313 决														

居宅での暮らしを支える

福祉用具
福祉用具を整えます

要介護 1~5

要支援 1・2

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

- 車いす
- 特殊寝台付属品
- 歩行器
- 移動用リフト（つり具を除く）
- 手すり（工事を伴わないもの）
- スロープ（工事を伴わないもの）
- 車いす付属品
- 床ずれ防止用具
- 歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器
- 自動排泄処理装置

要介護度により、以下の福祉用具は原則として保険給付の対象となりません。

【要支援 1・2、要介護 1 の人】

車いす（付属品含む）・特殊寝台（付属品含む）・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト（つり具を除く）

【要支援 1・2、要介護 1~3 の人】

自動排泄処理装置 ※尿のみを吸引するもののみ、利用できます。

●利用者負担について

実際に貸与に要した費用に応じて異なります。

特定福祉用具販売 (福祉用具購入費の支給)

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

- 申請が必要です。**
- 腰掛け便座（ポータブルトイレ、補高便座等） ●簡易浴槽
 - 入浴補助用具（シャワーベンチ、浴槽台、バスグリップ等） ●自動排泄処理装置の交換可能部品
 - 移動用リフトのつり具
 - 排泄予測支援機器（R4.4～）

●利用者負担について

同年度で 10 万円を上限に、いったん利用者が全額を負担した後に、後から費用の 9 割から 7 割が支給されます。

★介護保険事業者の指定を受けている事業者から購入した場合のみ、福祉用具購入費が支給されます。

★事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されていますので、購入の際は相談しましょう。

住宅環境を整備する

住宅改修
住環境を整えます

要介護 1~5

要支援 1・2

住宅改修費支給（介護予防住宅改修費支給）

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20 万円を上限に、いったん利用者が全額を負担した後に、後から費用の 9 割から 7 割が支給されます。
事前に申請が必要です。

【介護保険でできる住宅改修の例】

- 廊下や段差、浴室やトイレなどへの「手すりの設置」
- 「段差解消」のためのスロープ設置など
- 滑り防止などのための「床または通路面の材料の変更」
- 引き戸などへの「扉の取り替え」
- 洋式便器などへの「便器の取り替え」

※上記の改修に伴って必要となる工事も支給の対象になるものがあります。
(電気工事、水道工事などを除く)

住宅改修の手続き

① 家族や専門家などに相談

本人だけでなく家族ぐるみで話し合い、工事費用や心身の状況などを考慮しながら、ケアマネジャー・医療機関などの理学療法士などの専門家に相談します。

② 宿毛市へ事前申請

提出書類

- 住宅改修支給申請書（事前申請）
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
- 改修部分の写真や図面（改修後の完成予定の状態がわかるもの）など
- 住宅所有者の承諾書（改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合）など

※事前協議承諾前の住宅改修は対象になりません。

③ 事前協議承諾後に工事の実施

提出書類

- 住宅改修費支給申請書（本申請）
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
- 完成後の図面・写真（改修前、改修後の日付入りの写真を添付）

⑤ 住宅改修費の支給

施設サービス

要支援1・2の人は利用できません

食費・居住費・日常生活費などは別に負担が必要です。

介護保険施設サービス

要介護1～5

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

- 利用者負担(1割)のめやす(30日)

	多床室	従来型個室	ユニット型個室的多床室 ユニット型個室
要介護1	17,670円	17,670円	20,100円
要介護2	19,770円	19,770円	22,200円
要介護3	21,960円	21,960円	24,450円
要介護4	24,060円	24,060円	26,580円
要介護5	26,130円	26,130円	28,650円

※新規で入所できるのは、原則として要介護3以上の人です。

介護老人保健施設 (老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰できるように、リハビリテーションや介護が受けられます。

- 利用者負担(1割)のめやす(30日)【基本型】

	多床室	従来型個室	ユニット型個室的多床室 ユニット型個室
要介護1	23,790円	21,510円	24,060円
要介護2	25,290円	22,890円	25,440円
要介護3	27,240円	24,840円	27,390円
要介護4	28,830円	26,490円	29,040円
要介護5	30,360円	27,960円	30,540円

介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、日常的な医学管理と日常生活上の介護が一体的に提供されます。

- 利用者負担(1割)のめやす(30日)

I型サービス費I	多床室	従来型個室	ユニット型個室的多床室 ユニット型個室
要介護1	24,990円	21,630円	25,500円
要介護2	28,290円	24,960円	28,800円
要介護3	35,460円	32,100円	35,970円
要介護4	38,490円	35,160円	39,000円
要介護5	41,250円	37,890円	41,760円

●多床室…ユニットを構成しない相部屋

●従来型個室…ユニットを構成しない個室

●ユニット型個室的多床室…個室の壁が天井までなく、すき間がある
●ユニット型個室…個室の壁が天井まであり、完全に区切られている

※ユニットとは、少数の個室と、個室に接近して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです。

地域密着型サービス

原則としてほかの市町村のサービスは利用できません

食費・居住費・日常生活費などは別に負担が必要です。

地域密着型サービス	要介護1～5	要支援1・2																								
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 認知症の人が、共同生活をする住居で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などが受けられます。 ●利用者負担(1割)のめやす(1日につき)	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症の人が、共同生活をする住居で、日常生活上の支援や、機能訓練などが受けられます。 ●利用者負担(1割)のめやす(1日につき)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1ユニット</th> <th>2ユニット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td><td>765円</td><td>753円</td></tr> <tr> <td>要介護2</td><td>801円</td><td>788円</td></tr> <tr> <td>要介護3</td><td>824円</td><td>812円</td></tr> <tr> <td>要介護4</td><td>841円</td><td>828円</td></tr> <tr> <td>要介護5</td><td>859円</td><td>845円</td></tr> </tbody> </table>		1ユニット	2ユニット	要介護1	765円	753円	要介護2	801円	788円	要介護3	824円	812円	要介護4	841円	828円	要介護5	859円	845円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1ユニット</th> <th>2ユニット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援2</td><td>761円</td><td>749円</td></tr> </tbody> </table>		1ユニット	2ユニット	要支援2	761円	749円
	1ユニット	2ユニット																								
要介護1	765円	753円																								
要介護2	801円	788円																								
要介護3	824円	812円																								
要介護4	841円	828円																								
要介護5	859円	845円																								
	1ユニット	2ユニット																								
要支援2	761円	749円																								
※要支援1の人は利用できません。																										
	地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などが受けられます。 ●利用者負担(1割)のめやす(1日につき)	要支援1・2の人は利用できません。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域密着型特定施設入居者生活介護</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td><td>546円</td></tr> <tr> <td>要介護2</td><td>614円</td></tr> <tr> <td>要介護3</td><td>685円</td></tr> <tr> <td>要介護4</td><td>750円</td></tr> <tr> <td>要介護5</td><td>820円</td></tr> </tbody> </table>		地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護1	546円	要介護2	614円	要介護3	685円	要介護4	750円	要介護5	820円													
	地域密着型特定施設入居者生活介護																									
要介護1	546円																									
要介護2	614円																									
要介護3	685円																									
要介護4	750円																									
要介護5	820円																									

地域密着型サービスについて

宿毛市の地域密着型(介護予防)サービスは、原則として宿毛市の第1号被保険者および第2号被保険者のみ利用することができます。

ただし、他の市区町村から転入してきた方については、

- 宿毛市の被保険者として1年を経過していること
- 転入以前に、宿毛市の被保険者として1年以上資格を有していたことのいずれかにあてはまる場合のみ利用することができます。

地域支援事業

65歳以上の方が要介護（要支援）状態となることを予防するとともに、要介護（要支援）状態となった場合でも、可能な限り日常生活を営むことができるよう支援します。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、事業対象者と判定された人や要支援認定を受けた人のうち、日常生活上の支援が必要と判断された人に、必要なサービスを提供する「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」に分けられます。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の方、事業対象者を対象として、下記のサービスを提供します。

介護予防訪問介護相当サービス (ホームヘルプサービス)

利用者が自立した生活を送ることができますように、ホームヘルパーによる入浴などの支援を行います。

●利用者負担（1割）のめやす

標準的なサービス	287円／回
----------	--------

介護予防通所介護相当サービス (デイサービス)

入浴や食事などの生活行為向上のための支援を行い、日常生活がひとりでできるよう訓練を行います。

●利用者負担（1割）のめやす

要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	436円／回
要支援2・事業対象者 (月1回～8回)	447円／回

※基本チェックリストで判断される事業対象者は、週の利用回数により金額が異なります。

※介護予防サービス計画に基づき算定されます。またこのほかに、各種加算が付く場合があります。

訪問型サービスA (シルバー人材センターによる生活援助)

身体介護を必要としない方を対象に、掃除や買い物等の生活支援を行うもので、市の定める研修を受けた方（シルバー人材センターに登録）によりサービスが提供されるものです。

●利用者負担（1割）のめやす

30分未満	164円／回
30分以上60分未満	247円／回

住み慣れた地域で
自分らしく暮らすために

一般介護予防事業

65歳以上のすべての人と、その支援のための活動に関わる人を対象として、介護予防・健康づくりのためのプログラムを行います。できることを続けられるように、また、できることを増やせるように、今日から介護予防に取り組みましょう！

人と人のつながりを
通した地域づくり
明日の元気を
今作ろう！！

介護予防自主グループ活動

住民が主体となって行う介護予防活動を支援します。

市内各地でいきいき百歳体操実施中！

- ・体操指導
- ・認知症に関すること
- ・総合事業に関することなど

介護予防お届け教室

活動をしている団体に対して、介護予防に関する講話を行います。

- ・口腔について
- ・栄養について

訪問指導

関係機関や地域からの連絡、健康診査結果により、フォローが必要な方に、訪問を中心として健康状態に応じた指導・助言をします。



任意事業

寝たきりや認知症など、重度要介護高齢者（65歳以上）を自宅で介護している家族の経済的・身体的な介護負担を軽減し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

自宅で介護
している家族を
支援します！！

介護用品を支給します - 介護用品給付事業 -

支給内容

上限額以内で、以下の介護用品（消耗品）に限り支給します。

- 紙おむつ ○尿とりパッド ○使い捨て手袋 ○消臭用品 ○清拭用品

主な要件

- 要介護者が、要介護 4 以上、またはそれに相当する状態であると認められる者であること。
- 介護者、要介護者ともに、介護保険料の滞納がないこと。
- 介護者、要介護者ともに、生活保護を受けていないこと。
- 要介護者は、市民税非課税であること。

給付上限額

- ①1年間 1人あたり 6万円以内
- ②1年間 1人あたり 7万5千円以内
 - ・要介護者、介護者ともに、市民税非課税の世帯

慰労金を支給します - 家族介護慰労金支給事業 -

支給内容

1年間 1家族あたり 10万円を支給します。

主な要件

- 要介護者が、要介護 3 以上、またはそれに相当する状態であると認められる者であること。
- 介護者、要介護者ともに、介護保険料の滞納がないこと。
- 介護者、要介護者ともに、生活保護を受けていないこと。
- 支給申請日前 1年間、法に規定する居宅サービスまたは施設サービスを利用しておらず、医療機関等に入院していないこと。

※年間 10日間以内の短期入所生活介護および短期入所療養介護の利用または医療機関等の入院を除く。

宿毛市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の生活を支える拠点です。

「困ったな…」と一緒に考えます

どこに相談してよいか分からない心配事や悩みなどは、まずはご相談ください。

高齢者やその家族に対して、介護保険だけでなく、さまざまな制度や社会資源を利用した総合的支援を行います。

皆さんの元気を応援します

介護予防・生活支援サービス事業対象者に、介護予防および日常生活の支援を目的として、ケアプランを作成します。（介護予防ケアマネジメント）

地域ケア会議をしています

地域の支援者や多職種による専門的視点を交えて、高齢者個人の課題を分析し、解決します。また、そこから地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりにつなげることを目指しています。

介護と医療の連携を図ります

介護と医療の連携を図ることで個人の状態などをより正確に把握し、在宅生活を支援します。

認知症家族の会

認知症の方を介護している家族が集い、日々の介護の戸惑いや悩み、お互いの思いを分かち合い、認め合い、学び合い、皆さんと交流を深めていく会です。気軽に参加してください。

認知症サポーター養成講座

認知症の正しい知識を身に付け、認知症の方やその家族を地域で見守り、支援するサポーターを養成します。

【宿毛市地域包括支援センター】宿毛市高砂 4 番 56 号（宿毛市総合社会福祉センター内）

☎0880-65-7665 FAX0880-65-7663

高齢者の安心のために

高齢者虐待の防止と権利擁護の観点から、高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう支援を行います。

地域の協力体制を支えます

地域のケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。また、さまざまな機関と連携をとりながら支援します。

認知症かもしれない…

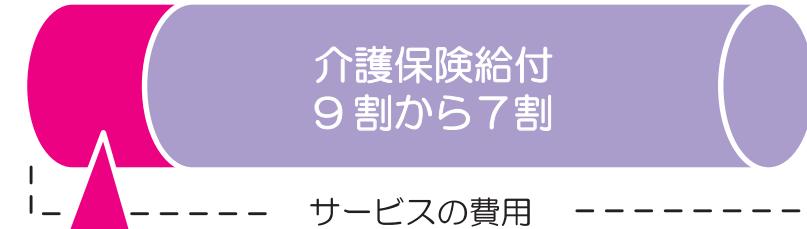
認知症地域支援推進員が相談を受けます。「本人が認めない」「病院に行ってくれない」という場合でも、認知症が進行する前にご相談ください。また、必要に応じて認知症初期集中支援チームへつなぎます。

高齢者支援の体制を整えます

医療、介護のサービスのみならず、日常生活の困りごとや外出などに対する多様な支援の充実および高齢者の社会参加を推進します。

介護保険サービスの負担額

サービスを利用したら、原則として費用の1割から3割※を支払います（費用の9割から7割が介護保険から給付されます）。



1か月の区分支給限度額

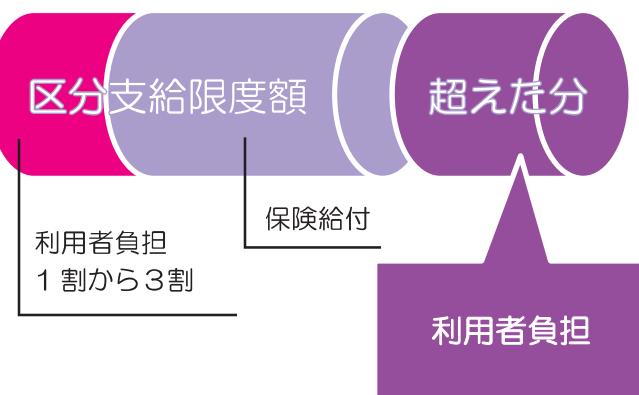
介護保険では、居宅サービス、介護予防サービスおよび介護予防・生活支援サービス事業は、要介護度ごとに1か月に利用できる限度額（区分支給限度額）が決められています。

限度額を超えて利用した場合、超過額は全額利用者負担となります。

総合事業対象者 / 要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※介護報酬の1単位を10円として計算しています。

区分支給限度額を超えて利用した場合



- 区分支給限度額に含まれないサービスもあります。
- 特定福祉用具販売（1年間10万円まで）
 - 住宅改修費支給（20万円まで）
 - 居宅療養管理指導
 - 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
 - 特定施設入居者生活介護
(地域密着型特定施設入居者生活介護)

※上記もほかのサービスと同様に1割から3割負担で利用できます。

※介護予防サービスについても同様の扱いとなります。
※施設に入所して利用するサービスは、区分支給限度額に含まれません。

施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担（1割から3割）に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

$$\text{施設サービス費の } 1\text{割から } 3\text{割} + \text{居住費} + \text{食費} + \text{日常生活費 (理美容代など)} = \text{自己負担}$$

居住費・食費について

居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用とともに、基準費用額が定められています。

●居住費・食費の基準費用額（1日あたり）

施設の種類	居住費				食費
	多床室	従来型個室	ユニット型個室の多床室	ユニット型個室	
介護老人福祉施設	855円	1,171円	1,668円	2,006円	1,445円
介護老人保健施設 介護医療院	377円	1,668円	1,668円	2,006円	

所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対するは、所得に応じた居住費・食費の自己負担の上限（負担限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は、「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から支給されます。

※給付を受けるには、市町村への申請が必要です。

○令和6年8月利用分～

負担段階	収入等に係る要件	預貯金額 (夫婦の場合)	部屋代（日額）				食費（日額）		
			多床室	従来型個室	ユニット型個室の多床室	ユニット型個室	施設	ショートステイ	
第1段階	生活保護受給者等	1,000万円以下 (2,000万円以下)	0円	550円 (380円)	550円	880円	300円	300円	
	老齢福祉年金受給者の方								
第2段階	課税年金収入+非課税年金収入+その他の合計所得金額が80万円以下の方	650万円以下 (1,650万円以下)	430円	550円 (480円)	550円	880円	390円	600円	
	*世帯全員が市町村民税非課税								
第3段階1	課税年金収入+非課税年金収入+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	550万円以下 (1,550万円以下)	430円	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円	650円	1,000円	
	課税年金収入+非課税年金収入+その他の合計所得金額が120万円超の方	500万円以下 (1,500万円以下)	430円	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円	
基準費用額				437円 (915円)	1,728円 (1,231円)	1,728円	2,066円	1,445円	1,445円

介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額

○預貯金額について、第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。

*別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市町村民税非課税である必要があります。

負担額が高額になったとき

高額介護サービス費

同じ月に支払った 1 割から 3 割負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が、下表の上限額を超えた場合に、その超えた額が申請により高額介護サービス費として支給されます。

利用者負担段階区分	負担の上限額（月額）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）

高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の 1 年間（8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで）の利用者負担合計額が下表の世帯の負担限度額を超えた場合に、申請により超えた額が支給されます。

●70 歳以上の方の自己負担限度額

適用区分	後期高齢者医療制度+介護保険	国保または被用者保険+介護保険 70～74 歳の方いる世帯	
現役並み所得者	Ⅲ課税所得 690万円以上	212 万円	212 万円
	Ⅱ課税所得 380万円以上	141 万円	141 万円
	I 課税所得 145万円以上	67 万円	67 万円
一般	56 万円	56 万円	
区分 II	31 万円	31 万円	
区分 I	19 万円	19 万円	

●70 歳未満の方の自己負担限度額（国保の場合）

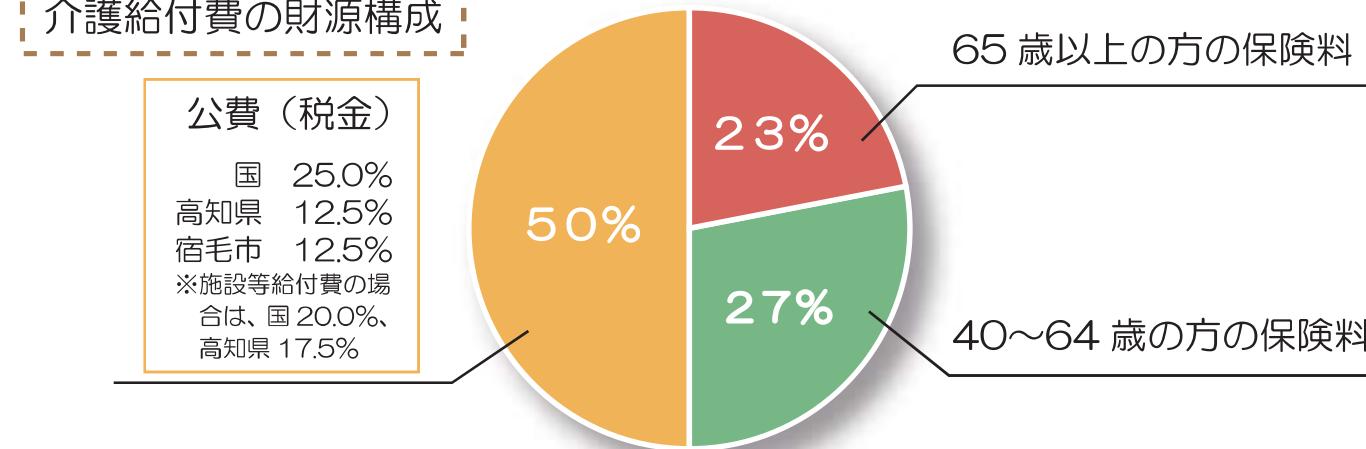
所得区分 ※世帯に属するすべての国保被保険者の基礎控除後の所得を合算した額	自己負担限度額
ア 901 万円超	212 万円
イ 600 万円超～901 万円以下	141 万円
ウ 210 万円超～600 万円以下	67 万円
エ 210 万円以下	60 万円
オ 住民税非課税世帯	34 万円

保険料の決め方・納め方

40 歳以上の方が納める介護保険料は、国や地方自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大重要な財源となります。

介護給付費の財源構成

公費（税金）
国 25.0%
高知県 12.5%
宿毛市 12.5%
※施設等給付費の場合は、国 20.0%、高知県 17.5%



65歳以上の方の保険料

65 歳以上の方の保険料は、市の介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに決まります。

$$\text{宿毛市で必要な介護サービスの総費用} \times 65 \text{ 歳以上の方の負担分 } 23\% \div \text{宿毛市に住む } 65 \text{ 歳以上の方の人数} = \text{基準額}$$

※ 第 5 段階保険料
27 ページ参照

40～64 歳の方の保険料

40～64 歳の方（第 2 号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方法を基本として決まります。

決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方 ※低所得者への軽減措置が市町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第 2 号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の医療保険に加入している方 ※40～64 歳の被扶養者（主婦など）は個別に保険料を納める必要はありません。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。

65歳以上の方の 保険料の納め方

保険料の納め方は、受給している年金額によって「特別徴収」と「普通徴収」の2種類に分けられます。原則は特別徴収となり、個人で納め方は選べません。

特別徴収 年金が年額18万円以上の人 年金から差し引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引きされます。
特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

- 前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わることがあります。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- ・・・・など

普通徴収 年金が年額18万円未満の人 納付書・口座振替

市役所から送付される納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

口座振替が便利です！

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳届け出印

これらを持って、市の指定する金融機関で手続きしてください。



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされた場合などには、納付書で納めることになります。

保険料を滞納すると・・・

1年以上滞納すると

サービスの利用時に、いつたん利用料の全額を自己負担しなければなりません。（9割から7割相当分は申請により後で払い戻されます。）

1年6か月以上滞納すると

市から払い戻されるはずの給付費の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。滞納が続くときは、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納すると

未納期間に応じて本来1割または2割である利用者負担が3割に（本来3割である方の利用者負担は4割に）引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

介護保険料について

介護保険制度は、介護が必要になった方が介護保険サービスを利用する際にかかる費用について、利用者が1～3割を負担し、残りの負担分を保険によってまかなう制度です。
保険料の負担割合は、65歳以上の方が23%、40～64歳の方が27%、公費（国・県・市）が50%です。
40～64歳の方は加入している健康保険の保険料として介護保険料を納付していますが、65歳以上の方は健康保険とは別に、市町村へ介護保険料を納付するようになります。

令和6年度から令和8年度までの、65歳以上の方の介護保険料は下記のとおりです。

所得段階	基準割合	年額保険料 (基準額×基準割合)	所得要件
第1段階	0.285	19,836円	○生活保護を受給している人 ○住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している人 ○住民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と年金以外の所得額の合計が80万円以下の方
第2段階	0.485	33,756円	住民税非課税世帯で、第1段階に該当しない方で、前年の課税年金収入額と年金以外の所得額の合計が120万円以下の方
第3段階	0.685	47,676円	住民税非課税世帯で、第2段階に該当しない方で、前年の課税年金収入額と年金以外の所得額の合計が120万円を超える方
第4段階	0.9	62,640円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と年金以外の所得額の合計が80万円以下の方
第5段階	1.0	69,600円 (基準額)	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と年金以外の所得額の合計が80万円を超える方
第6段階	1.2	83,520円	住民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	1.3	90,480円	住民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	1.5	104,400円	住民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	1.7	118,320円	住民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
第10段階	1.9	132,240円	住民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
第11段階	2.1	146,160円	住民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方
第12段階	2.3	160,080円	住民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方
第13段階	2.4	167,040円	住民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が720万円以上の方

住民税非課税世帯

住民税課税世帯で住民税非課税者

住民税課税者

※低所得者の保険料軽減を強化するため、従来からの公費負担とは別枠で公費が投入され、保険料基準額に対する割合が、第1段階で0.455→0.285に、第2段階で0.685→0.485に、第3段階で0.69→0.685にそれぞれ軽減されます。

※所得要件の世帯状況は対象の年度の4月1日時点のもので判定されます。ただし、年度途中で資格取得した方はその資格取得した日（65歳になった方は誕生日の前日、市外から転入した方は転入日）となります。

〒 788-8686 宿毛市希望ヶ丘1番地
宿毛市長寿政策課 介護保険係・予防係
(TEL) 0880-62-1234
(FAX) 0880-62-1270